

令和4年3月

乙訓環境衛生組合第1回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和4年第1回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について	4
	監査報告第2号 随時監査（工事監査）の結果報告について	4
○日程 5	第1号議案 乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について	4
○日程 6	第2号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	6
○日程 7	第3号議案 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	7
○日程 8	第4号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	10
○日程 9	第5号議案 令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について	12
○日程 10	第6号議案 令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について	14
○閉会	38

乙訓環境衛生組合議会令和4年第1回定例会

議事日程第1号

令和4年3月24日(木)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	佐藤新一議員	太田秀明議員
	飛鳥井佳子議員	
長岡京市	田村直義議員	富田達也議員
	小原明大議員	
大山崎町	島一嘉議員	井上治夫議員
	岸孝雄議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 総務課 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(9名)

前川 光	管理者(大山崎町長)
中小路 健吾	副管理者(長岡京市長)
安田 守	副管理者(向日市長)
山田 勝吉	監査委員
河野 一武	事務局 局長
皿谷 吉彦	会計 管理者
古賀 一徳	総務課 長
服部 潤	施設業務課 長
藪下 郁夫	政策推進課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3	管理者の諸報告
日程 4	監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について

	監査報告第2号	随時監査（工事監査）の結果報告について
日程 5	第1号議案	乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について
日程 6	第2号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程 7	第3号議案	乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程 8	第4号議案	乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
日程 9	第5号議案	令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について
日程 10	第6号議案	令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について

○会議録署名議員

長岡京市 富田達也 議員
 大山崎町 島 一嘉 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○田村直義議長 皆さん、おはようございます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから乙訓環境衛生組合議会令和4年第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、この場をお借りして本日の定例会における対応へのお願いがあります。長時間、密閉空間に集まることによる新型コロナウイルスへの感染リスクに備える観点から、各議案の質疑内容はできる限り要点を絞って発言していただきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、富田達也議員、島 一嘉議員の両議員を指名いたします。

○

○田村直義議長 次に日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日限りと決定いたします。

○

○**田村直義議長** 次に日程3、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○**前川 光管理者** 本日、乙訓環境衛生組合議会令和4年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、管理者諸報告をいたします。

初めに、年末年始の廃棄物受入れ状況についてであります。令和3年度の年末年始における可燃ごみの搬入量につきましては、関係市町の年末特別収集日である12月30日及び31日の2日間で約332トン、また年始の定期収集開始となります1月4日及び6日の2日間で約483トン、これら4日間を合計いたしますと約815トンが搬入されました。また、前年度の年末年始と比較いたしますと、家庭系の収集ごみで約100トン減少いたしました。年末年始の可燃ごみ搬入量は、通常時と比べて約1.5倍に増加いたしますが、今年度におきましてもごみ処理施設の連続運転を継続し、集中して排出される廃棄物の円滑な処理に努め、一時的に増大する廃棄物の受入れに支障を来すことなく、適正かつ円滑に廃棄物処理を継続いたしました。

次に、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定についてであります。関係市町との協働により、令和2年度から令和3年度の2か年で取り組んでまいりました、一般廃棄物処理基本計画等策定業務につきましては、昨年11月29日に開催いただきました議員全員協議会にて、概要のご説明をさせていただきました。また、組合議員の皆様には、先日、ご多忙のところ貴重なお時間を頂戴いたしまして、本編の案についてご説明をさせていただきました。以後、年度末の完成に向けて引き続き業務を進めております。令和4年度からは関係市町と連携し、一般廃棄物処理基本計画に掲げる各目標の達成に向けて取り組むとともに、基本計画の進捗状況や各施設の稼働状況等を把握しながら、各施設の更新・整備に係る検討を進めてまいります。

次に、勝竜寺埋立地内の国有財産の無償譲渡についてであります。勝竜寺埋立地内にごございます、国、京都市及び長岡京市が所有する用地の整理につきましては、令和2年度に測量及び図面作成を行い、各用地の境界確定を行ったところであります。これらの用地のうち、国有財産部分約187平米につきましては、財務省近畿地方財務局京都地方財務事務所と協議を重ねた結果、無償で譲渡いただくことで協議が整いましたことから、令和3年11月26日付で譲渡契約を締結し、令和4年1月24日付で所有権保存登記が完了いたしました。その他の用地につきましても、勝竜寺埋立地の適切な管理、

将来想定されます拡張による延命化や埋立完了後の跡地利用に関する検討を円滑に行うことができるように、引き続き、用地取得について、関係自治体と協議してまいります。

最後に、乙訓環境衛生組合規約の変更についてであります。本組合の会計管理者につきましては、乙訓環境衛生組合規約第9条第3項により、本組合職員のうちから管理者が任命することと規定しておりますが、会計事務の電子化が進む中、一部事務組合の会計管理者の業務が関係市町と比べてより少なく断続的となり、組織運営体制において、本組合職員のうちから会計管理者を選任することが困難な状況にあることから、乙訓管内各一部事務組合の状況等も鑑み、令和4年4月1日から、本組合会計管理者を管理者の属する関係市町の会計管理者をもって充てることとする規約の変更をすることについて、関係市町議会での議決を賜り、令和4年3月2日付けで京都府知事より許可を受けたところであります。令和4年4月1日以降、会計課と総務課を統合し、会計事務は総務課の所管事務として引き続き適正な事務遂行に努めてまいります。また、今後におきましても関係市町と一層の連携・協力を図りながら、安全・安心な廃棄物処理の推進に努めてまいります。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田村直義議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程4、監査報告第1号「例月出納検査の結果報告」について、監査報告第2号「随時監査（工事監査）の結果報告」についてであります。

監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。それでは、最初に例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、随時監査（工事監査）の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、令和4年1月31日に随時監査を実施いたしました。随時監査は、施設業務課所管のプラント定期補修工事に係る工事監査を、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を得て実施いたしました。監査の結果等につきましては、お手元にお配りしました報告書のとおりであります。

以上、例月出納検査及び随時監査（工事監査）の結果報告といたします。

○田村直義議長 以上で、例月出納検査及び随時監査（工事監査）の結果報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程5、第1号議案「乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境

衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程5、第1号議案「乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」、その提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されることに伴い、乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例において、一部を改正するものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

小原議員。

○小原明大議員 おはようございます。2ページ目のところなんですけれども、定義のところ「他の情報と照合することができ」という部分が、「他の情報と容易に照合することができ」というふうになるとするのは、例えば、ビッグデータの活用みたいなそういうことを想定して、絶対駄目ではなくて、容易に照合できているものは駄目よということにするのかなと想像したりもするんですけれども、これは容易に照合はできないけれども、ものすごく頑張ったら照合できるのだろうかとか思ったりもするんですけれども、具体的に何かこの改正によって、これまでできないことを可能にするような部分はあるのでしょうか。確認させてください。

○田村直義議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 現行の行政機関の保有個人情報の定義では、「容易に」は現在適用されておらず、個人情報保護法に一元化することにより、法と合わせるために本組合条例も「容易に」を加えることとなり、個人情報の保護範囲が一見狭くなるというふうに見えますが、「容易に」を加えることで取扱いに影響が出ると考えられる匿名加工情報や仮名加工情報につきましては、令和3年5月の改正個人情報保護法で識別行為の禁止等の規定が新設されており、現行の行個法の規定の運用を原則として踏襲した上で適用されると理解しておりますので、取扱いが変わるものではないと考えております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。ありがとうございます。

○田村直義議長 他にございませんか。

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第1号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第1号議案、乙訓環境衛生組合情報公開条例及び乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○田村直義議長 次に日程6、第2号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程6、第2号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、その提案理由のご説明を申し上げます。

国において、行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、本組合においても、行政手続の簡素化及び内部手続の効率化を図ることを目的として押印を廃止するため、本条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、別記宣誓書から押印欄を削るものであります。なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

太田議員。

○太田秀明議員 改めて聞くことでもないのですが、押印をなくすというのはよく分かります。この句読点の配置の仕方ですけれども、これは専門家に、高校の先生にお聞きしたとかそういう経緯があるんですか。かなり句読点が入ってますけど。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今回、読点の改正につきましては、過去に国から示されました準則においてこの読点が打たれておりましたが、本組合の宣誓書では打っておりませんでしたので、今回の改正に合わせて過去に発出されました国の準則に合わせた改正をさせていただきます。

○田村直義議長 太田議員。

- 太田秀明議員 読点の配置の仕方、国の準則に従って。
- 田村直義議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 国の準則に従った、読点の追加をさせていただきます。
- 太田秀明議員 結構です。
- 田村直義議長 他にございませんか。

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第2号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第2号議案、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

- 田村直義議長 次に日程7、第3号議案「乙訓環境衛生組合職員の育児休業等のに関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
前川管理者。

- 前川 光管理者 それでは、日程7、第3号議案「乙訓環境衛生組合職員の育児休業等のに関する条例の一部改正について」の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、国において妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に関する人事院規則等の一部が改正されましたことから、本組合においても同様に、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、まず第2条では、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止するものであります。

次に、第23条では、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等として、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知や意向を確認するための措置等を、また第24条では、職員に対する育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備等の勤務環境の整備に関する措置に関する規程を新たに追加するものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行することにいたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

小原議員。

- 小原明大議員 乙環では、男性職員が多いのかなというイメージがあるんですけども、育児休業の取得状況というのはどんな感じでしょうか。
- 田村直義議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 男性職員の育児休業については、現在のところ取得はございません。
- 田村直義議長 小原議員。
- 小原明大議員 今後、取得していくことが期待されるものですが、この23条と24条に関わって、今後、具体的にどういう措置を取られるかを教えてください。
- 田村直義議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 育児休業の制度に関しましては、本組合におきましては子育て・介護ガイドブックを作成いたしまして、全職員に配付し、制度の周知をいたしております。また、次世代育成支援対策特定事業主行動計画におきましても、男性の育児休業取得等の目標を掲げておりますので、管理職も含めて取得の推進と、各職員に対しても制度の理解を深めるということに引き続き務めてまいりたいと考えています。
- 田村直義議長 小原議員。
- 小原明大議員 小規模の事業所でもありますので、なかなかハードルが高くなるのかなと思いますので、是非積極的に推進をお願いしておきます。
以上です。
- 田村直義議長 太田議員。
- 太田秀明議員 この制度を全うしようと思えば、環境整備が必要ですね。人的配置が必ず必要になってくると思うんですけども、その辺りはどうなんですか。それと同時に、育休を取りやすい空気というのがあるじゃないですか。特に日本社会では、まだまだ難しい空気が流れているように感じるんですけども、その辺の改善はいかがなんですか。
- 田村直義議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 育児休業制度はこれまでに改正がございますけれども、その都度幹部会議の中で管理職に対しては、積極的に取得しやすいように努めるようにということで周知をしております。人員体制につきましては、実際に育児休業の計画等が出されたときに臨時的任用の制度等も含めた中で、人員体制というのは今後、全体の職員配置も含めて考えてまいりたいと考えております。
- 田村直義議長 太田議員。
- 太田秀明議員 今まで取れる条件にあった人が、やむなく諦めたとか取らなかったとか、そういうことはあるんですか。ないという答えでも。
- 田村直義議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 そのような苦情とか相談というのは、これまで受けてはおりません。
- 太田秀明議員 分かりました。

○田村直義議長 よろしいですか。他、ございますか。

井上議員。

○井上治夫議員 第24条に研修のことが書かれているんですけども、研修は今までもあって、例えば強化するということなのか、ただ単に研修をしようということで受け止めておられるのか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 過去の研修の実績の中では、育児休業制度に特化した研修というのはこれまで行っておりませんが、今後、育児休業制度の取得状況でありますとか、職員の理解度も把握しながら必要な研修というのは検討してまいりたいと考えています。

○田村直義議長 富田議員。

○富田達也議員 これ、本市でも長岡京市でも言っていることなんですけど、育児休業を取得、今で言えばゼロなんですけど、それは取りにくいとかという職場の環境もあると思うんですけど、給与のこともあると思うんです。それに対して幾ら説明したところで、育児休業取得する人は少しは増えるかもしれないんですけど、全員が取ることはないかもしれないなと思ってまして、それであれば育児休業をデフォルト化するというか、確実に取っていただく、絶対取っていただくみたいな形にしていったほうが良いのかなと思うんですけど、そういった育児休業を取ることにに対して不利益な取扱いを受けないと書いてありますけど、どのようにしてその取扱いをしていくのかということをお教えいただきたい。短期的な育児休業も今、ゼロじゃないですか。それすら取れてないというところもあるので、実際にどう働きかけるのかお教えいただきたいと思います。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 本組合の現在の職員構成におきまして、40代以上が7割ということで、子育て世代というのが今、近年の採用された職員がまさにその世代に来ているということですので、これから今ちょうどまさに育児をしている職員、これから出産等を控えている職員に対しましては積極的な取得ができますように、まず声掛けと管理職への理解を深めるということに、まずは努めてまいりたい。

その辺の相談等につきましては総務課を窓口をしておりますので、事前にこの規定にもございますけれども、出産を控えた場合には、あらかじめ報告いただくという中で制度の説明をさせていただいて、所属長に説明をさせていただきまして育児休業を取得しやすい環境に努めていきたい思います。

ただ、強制的には、どうしても絶対取ってもらうようなことではないので、それぞれご家庭のご事情もあるかと思っておりますので、その辺も含めてそれぞれの対象者の家庭での環境でありますとかを含めた中で、いろいろ事情聴取する中で適切なアドバイスをしていきたいと思っております。

○田村直義議長 よろしいですか。

小原議員。

○小原明大議員 ちょっと聞き忘れました。先ほど事業所の行動計画に目標とおっしゃってましたが、目標って何ぼなんですか。もし分かれば。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 特定事業主行動計画の中では、職員の妻が出産する場合の特別休暇については100%ということで定めておりまして、これは現在のところ取得はされているところでございます。

育児休業につきましては、職員についてはここは具体的な目標値は定めておらず、取得しやすい環境に取り組むということ定めておりますので、この計画に基づいた取り組みを進めていくということでございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ということであれば、行動計画またいつ改正か分かりませんが、是非数値の目標も検討いただいて、実際に目指すことが大事かと思っておりますので要望したいと思います。

○田村直義議長 他、ございませんか。

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第3号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第3号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○田村直義議長 次に日程8、第4号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程8、第4号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、その提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度の国家公務員の給与改正につきましては、令和3年8月10日に人事院から国会及び内閣に対し勧告がされたところであり、その内容は民間給与との較差の程度を踏まえ期末手当を引下げるものでありました。これを受け、政府は人事院勧告制度尊重という姿勢を維持しつつも、人事院勧告の実施については民間への影響などコロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全般の取組との関連を考慮し、令和4年6月の期末手当で減額調整することで11月24日に閣議決定がなされ、給与

関連法は現在、参議院で審議が行われているところであります。

ところで、本組合の給与改定につきましては、地方公務員法第24条第2項に規定する均衡の原則に則り、国や京都府、関係市町等の動向を踏まえ総合的な判断の下、改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

まず第9条では、扶養手当の支給に関し、本条及び別表第1号様式で規定する扶養親族届の様式を規則で定めることとし、関係規定の整備をするものであります。

次に第15条の4では、期末手当の支給割合を6月、12月、それぞれ0.075月分引下げ、現行の1.275月分から1.2月分とし、令和4年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を4.45月分から4.30月分に引下げるものであります。これに関連し、附則第2条では令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の額に職員の区分に応じた減額率を乗じた額を、令和4年6月の期末手当から減額するものであります。

次に、別表第1では本組合規約の変更に伴い、級別標準職務表から会計管理者の職務を削るものであります。なお、この条例は令和4年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

井上議員。

○井上治夫議員 日本共産党は、国会の中でこの問題が出たときに、最初に説明がありましたけれども、新型コロナの感染拡大で本当に労働者が努力されていることに敬意を表するので、それに対する給与の引下げというのは反対をしております。大山崎町においては、職員組合との合意がされているということで日本共産党は賛成しているんですけども、ここの職場の中での職員の意見をどのように反映されているかというのを、お聞かせ願いますか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今回の期末手当引下げ改定の件につきましては、昨年11月に開会いただきました定例会で上程を予定しておりましたが、国の状況を踏まえまして3月、今回の上程となったものでございます。

11月に職員協議を開催をさせていただきまして、一定この内容についてはご説明をさせていただき、特にご意見もなく同意をいただいていたところですが、3月に再度改めまして職員協議でこの内容につきましてご説明をさせていただきまして、職員の皆様に同意をいただいたところでございます。

○田村直義議長 他にございませんか。

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

小原議員。

- 小原明大議員 先ほど質疑でもありましたように、コロナ禍でエッセンシャル・ワークとも言えます、この環境衛生関係の業務に携わる皆さんの給料削減になるというのは、非常に本来あってはならないことだと考えます。特に、0.15月分ということですが、去年の分も入るので今年の0.3月ですから、基礎額が30万の方だったら9万も下がってしまうという大きなマイナスですし、これが民間にも悪影響になるんじゃないかと考えます。今、職員の皆様との合意というのをしておるので、ここで反対とまではしませんけども、そういう問題があるということだけ指摘をしておきたいと思います。
- 以上です。

- 田村直義議長 他、ございませんか。

意見も尽きたようですので、これをもって討論を終わり採決いたします。

第4号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第4号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

- 田村直義議長 次に日程9、第5号議案「令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

- 前川 光管理者 それでは、日程9、第5号議案「令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)」についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に561万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,301万5,000円とするものであります。

それでは、補正予算書3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により、順次ご説明申し上げます。

初めに、補正予算書5ページの歳入からご説明申し上げます。

まず款2、使用料及び手数料、項2、手数料では、社会経済活動の回復に伴い、事業系一般廃棄物の搬入量が増加したことから、ごみ処理手数料で616万6,000円を増額補正するものであります。

次に款3、財産収入、項2、財産売払収入では、リサイクルプラザでの破碎・選別処理後に回収いたしました有価物の回収量が減少したことから、有価物売払代金で164万4,000円を減額補正するものであります。

次に款 6、諸収入、項 2、雑入では、ごみ処理施設の補修工事期間の短縮により 3 号炉の発電日数が増加したことから、余剰電力売却料で 1 0 9 万 2, 0 0 0 円を増額補正するものであります。

次に、補正予算書 6 ページからの歳出についてご説明申し上げます。

款 1、議会費、項 1、議会費、目 1、議会費では、新型コロナウイルス感染症の影響により議員視察研修が中止とされましたことから 8 節、旅費で 3 万 2, 0 0 0 円、1 0 節、需用費で 1, 0 0 0 円、1 3 節、使用料及び賃借料で 1 2 万 6, 0 0 0 円をそれぞれ減額するほか、議会会議録の作成ページ数が当初見込みを下回ったことから 1 2 節、委託料で 1 2 万 1, 0 0 0 円を減額し、これらを合わせまして 2 8 万円を減額補正するものであります。

次に款 2、総務費、項 1、総務管理費、目 1、一般管理費では、組合例規集の更新ページ数が当初見込みを下回ったことから 1 2 節、委託料で 6 6 万 2, 0 0 0 円、また電話設備更新工事に係る契約差金といたしまして 1 3 5 万 2, 0 0 0 円をそれぞれ減額し、これらを合わせまして 2 0 1 万 4, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

次に目 5、基金費では、今回の補正による歳入の増額分 5 6 1 万 4, 0 0 0 円及び歳出の減額分 1, 7 2 7 万 9, 0 0 0 円を合わせて、2, 2 8 9 万 3, 0 0 0 円を財政調整基金積立金で増額補正するものであります。

次に款 3、衛生費、項 1、清掃費、目 2、ごみ処理費では、ごみ処理施設 3 号炉の発電日数の増加により電力購入量が当初の見込みを下回ったことから 1 0 節、需用費で 2 1 6 万 5, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

次に 3 目、し尿処理費では契約差金といたしまして、1 2 節、委託料で 8 万 5, 0 0 0 円、1 4 節、工事請負費で 7 7 万 5, 0 0 0 円をそれぞれ減額するほか、し尿等の搬入量の減少によりまして 1 8 節、負担金・補助及び交付金で 1 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、これらを合わせまして 9 6 万 5, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

次に目 4、埋立地管理費では、契約差金といたしまして、工事請負費で 1 2 5 万 2, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

次に目 5、リサイクルプラザ費では、目 2、ごみ処理費と同様、ごみ処理施設 3 号炉の発電日数の増加により、電力購入量は当初見込みを下回ったことから 1 0 節、需用費で 7 9 万 6, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

次に目 6、ストックヤード管理費では、廃蛍光灯の排出量は当初の見込みを下回ったことにより 1 2 節、委託料で 3 1 万 9, 0 0 0 円を、また契約差金によりまして 1 4 節、工事請負費では 2 4 万 2, 0 0 0 円をそれぞれ減額し、これらを合わせまして 5 6 万 1, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

次に款 4、事業費、項 1、事業費、目 1、ごみ処理施設改修事業費では、契約差金といたしまして 1 4 節、工事請負費で 4 7 万 1, 0 0 0 円を減額補正するものであります。

次に目 2、埋立処分事業費では、ごみ処理施設での焼却対象ごみの減少に伴い、焼却

灰の大阪湾フェニックス処分場への搬出量及び処分量が減少したことから12節、委託料で870万8,000円を、また令和3年度に予定されておりました大阪湾フェニックス処分場の整備、工事内容の変更等によりまして18節、負担金補助及び交付金で6万7,000円をそれぞれ減額し、これらを合わせまして877万5,000円を減額補正するものであります。

以上、令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○**田村直義議長** ただいま提案理由の説明がありました。本件について歳入歳出一括で質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を求めます。

（「なし」の声あり）

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第5号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成。よって、第5号議案、令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

○

○**田村直義議長** 次に日程10、第6号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○**前川 光管理者** それでは、日程10、第6号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について」、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策の徹底やワクチン接種の促進等により、今後、景気が持ち直していくことが期待されておりますが、先行きは未だ不透明である中、関係市町におかれましては、少子高齢化対策等の社会保障制度の維持や福祉サービスの安定した供給、その他、各市町が取り組むべき重要課題への対応により、実質的な財政運営は依然として厳しい状況にあるとされております。

本組合の令和4年度予算編成に当たりましては、本組合の使命である安全・安定した廃棄物処理を効率的に推進することはもとより、ごみ処理施設での発電効率の向上、各施設のエネルギー消費量の削減や廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減による気候変動対策や、資源化率の向上による循環型社会形成の推進について、自主財源の積極

的な確保に努め、費用対効果についても検証の上、限られた財源の中でより効率的かつ効果的な廃棄物処理と財政運営の健全化に取り組んだところであります。

それでは、令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計予算、第1条、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

令和4年度の当初予算規模といたしまして、総額14億8,029万円となり、前年度と比較いたしますと9,942万8,000円、率にして6.3%の減となっております。

続いて、歳出の主なものからその内容についてご説明を申し上げます。

まず総務費では、ごみの減量やリサイクル推進の啓発に関する情報発信等に係る広報事業といたしまして、広報紙及び小学4年生を対象とした啓発リーフレットの印刷や外部啓発活動等の経費を、庁舎設備の維持に係ります庁舎管理事業といたしまして、庁舎設備の保守管理に係る各委託料等の経費を、電算システム管理事業といたしまして、人事給与システムの改修や、庁内データの管理やセキュリティ対策に係りますネットワークセキュリティ機器借上げ等の経費を、会計管理事業といたしまして、指定金融機関のインターネットによるデータ伝送サービスの使用等に係る経費を、その他、特別職・一般職の人件費等を合わせ1億6,485万2,000円を計上いたしております。

次に、衛生費におきまして、各施設の環境対策に万全を期し搬入廃棄物の処理を適正に行うための各処理施設の運転・維持管理経費を中心に、廃棄物として搬入されました自転車・家具の再生、体験型の各種工芸教室の開催やホームページを活用したリサイクルフェアの開催に係る経費のほか、人件費等を合わせ6億7,779万9,000円を計上いたしております。

事業費におきましては、安全で安定した廃棄物処理を継続維持するための各処理施設の補修経費、また勝竜寺埋立地の延命を図るため、年間約5,693トンの焼却灰の大阪湾フェニックス処分場への搬出及び委託処分経費等を合わせ3億449万6,000円を計上いたしております。

公債費におきましては、元利償還金を合わせ3億2,764万2,000円を計上いたしております。

歳出最後の予備費では、400万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

分担金及び負担金では、市町分担金として11億5,258万7,000円を計上いたしております。

次に、使用料及び手数料では、事業系一般廃棄物に係りますごみ処理手数料等で1億7,469万9,000円を、財産収入では、アルミ缶やペットボトルなど有価物売払代金等で5,806万7,000円を、繰入金では、財政調整基金から繰入金として7,760万円を、繰越金では、前年度からの繰越金として200万円を、諸収入では工芸教室の参加料や余剰電力売却料等で1,533万7,000円を計上いたしており

ます。

最後に第2条、一時借入金におきましては前年度と同様、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円といたしております。

以上で、令和4年度当初予算の概要とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、事務局長からご説明いたします。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 それでは、私の方から内容につきましてご説明をさせていただきますと思います。

令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計予算の予算規模は、歳入歳出それぞれ14億8,029万円となり、前年度比較6.3%、9,942万8,000円の減となっております。

それでは、歳入歳出事項別明細書に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳出についてでございます。予算書9ページをお開きを願います。

款1、議会費、項1、議会費、目1、議会費では、議員報酬及び議会開会に関する経費など150万1,000円を計上し、前年度比較1.1%、1万6,000円の減となっております。

次に款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、1億6,313万8,000円を計上し、前年度比較0.1%、23万円の減となっております。

説明欄の事業項目をご覧ください。

職員人件費では、特別職及び職員15名等に対する報酬、給料、職員手当等、1億2,809万3,000円を、広報事業には、広報紙の発行や配布などの経費328万円を、庁舎管理事業には、庁舎の維持管理等の経費1,109万5,000円を計上しております。

11ページをお開き願います。

安全衛生、健康管理事業には、職場の安全衛生や職員の健康管理に関する経費323万1,000円を、電算システム管理事業には、各電算機器の保守管理に関する経費650万6,000円を計上しております。

続きまして、12ページをお開きを願います。

一般管理事業では、管理者交際費や講習負担金など一般事業に関する経費763万3,000円を計上をしております。

次に、13ページをお開き願います。

情報管理事業では、情報公開や個人情報等に係る委員報酬やパソコン機器リースに関する経費322万2,000円を、政策推進事業では、地球温暖化対策や環境マネジメントシステムに関する経費7万8,000円をそれぞれ計上するもので、目1、一般管理費が減少した要因につきましては、庁舎管理事業における電話設備更新工事が令和3年

度で完了したことに加え、政策推進事業における一般廃棄物処理基本計画等策定業務が令和3年度末で完了することによるものでございます。

続きまして目2、会計管理費では、会計管理事業として事務用消耗品の購入及び会計事務に用いる伝票等の印刷に係る経費10万8,000円を計上しております。

次に、14ページをお開き願います。

目3、財産管理費では、財産管理事業として組合財産の管理に関する経費118万6,000円を計上し、前年度比較25.0%、39万5,000円の減となるもので、その要因につきましては、長黒用地の一部を長岡京市新庁舎建設に伴う盛土置場として目的外使用許可を行ったことにより、緑地管理委託業務の範囲が縮小したことによるものでございます。

次に目4、公平委員会費では、公平委員会運営事業として委員報酬及び事務消耗品に関する経費として5万円を、また目5、基金費では、基金運用事業として財政調整基金利子積立金として3,000円をそれぞれ計上しております。

次に項2、監査委員費、目1、監査委員費では、監査事務事業として委員報酬、事務消耗品及び工事技術調査委託料に関する経費36万7,000円を計上しております。

以上、2款、総務費全体といたしましては1億6,485万2,000円となり、前年度比較0.4%、63万円の減少となっております。

続きまして、15ページをお開き願います。

款3、衛生費、項1、清掃費、目1、清掃総務費では9,997万円を計上し、前年度比較7.9%、859万7,000円の減となっております。職員人件費には、施設の管理業務に従事する職員12名に対する給料、職員手当等9,995万7,000円を計上するとともに、清掃総務管理事業には作業服等、被服貸与に関する経費1万3,000円を計上するもので、目1、清掃総務費が減少しました要因につきましては、職員人件費で支給対象者数が減少することによるものでございます。

続きまして目2、ごみ処理費では3億2,752万5,000円を計上し、前年度比較2.1%、681万5,000円の増となっております。ごみ処理施設運転管理事業では、ごみ処理施設の維持管理に関する経費3億2,700万7,000円を計上しております。

17ページをお開き願います。

次に、公害健康被害補償事業では、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、健康被害の補償に関する経費51万8,000円を計上するもので、目2、ごみ処理費が増となります要因につきましては、事業費、光熱水費において定期補修工事との関連から、3号炉の発電日数が減少することにより購入電力量が増加することに加え、委託料におきまして廃棄物処理法で規定をされております、3年ごとのごみ処理施設精密機能検査委託料を計上したことによるものでございます。

目3、し尿処理費では2,450万円を計上し、前年度比較3.5%、83万4,000円

の増となっております。し尿処理施設運転管理事業では、し尿処理施設の維持管理に関する経費 2,351 万円を計上しております。

続きまして、18 ページをご覧ください。

下水道投入事業では、希釈し尿等を京都府流域下水道終末処理施設へ投入する経費として 99 万円を計上するもので、目 3、し尿処理費が増となります要因につきましては、工事項目の変動等によるものでございます。

次に目 4、埋立地管理費では、埋立地施設運転管理事業として勝竜寺埋立地の維持管理に関する経費 1,030 万 1,000 円を計上し、前年度比較 1.5%、15 万円の増となるもので、その要因は浸出水量の増加に伴う汚水処理施設の長時間稼働により、光熱水費が増加したものによるものでございます。

続きまして目 5、リサイクルプラザ費では 1 億 5,913 万 7,000 円を計上し、前年度比較 0.4%、70 万円の増となっております。リサイクルプラザ施設運転管理事業には、リサイクルプラザの維持管理に関する経費 1 億 5,065 万 5,000 円を計上し、前年度比較 1.4%、208 万 8,000 円の増となるもので、その要因につきましては、電力の受電系統がごみ処理施設からとなっておりますことからごみ処理施設同様、購入電力量の増加によるものでございます。

19 ページをお開き願います。

再生工房事業では、再生工房施設の管理運営に関する経費 301 万 7,000 円を計上し、前年度比較 19.8%、74 万 6,000 円の減となっております。

次に、リサイクルプラザ棟管理事業では、リサイクルプラザ建屋の維持管理に関する経費 546 万 5,000 円を計上し、前年度比較 10.5%、64 万 2,000 円の減となっております。

次に、20 ページをご覧ください。

目 6、ストックヤード管理費では、ストックヤード施設運転管理事業としてストックヤード施設の維持管理に関する経費 5,636 万 6,000 円を計上し、前年度比較 0.9%、48 万 1,000 円の増となるもので、その要因につきましては、廃乾電池の保管・蓄積量により搬出回数が増加すること等によるものでございます。

以上、款 3、衛生費全体といたしましては 6 億 7,779 万 9,000 円となり、前年度比較 0.1%、38 万 3,000 円の増となっております。

続きまして、21 ページをお開き願います。

款 4、事業費、目 1、ごみ処理施設改修事業では 1 億 6,070 万円を計上し、前年度比較 2.4%、379 万 8,000 円の増となっております。ごみ処理施設改修事業では、焼却施設の定期補修工事に関する経費 1 億 5,796 万 2,000 円を計上するとともに、附帯施設改修事業ではろ過器の整備工事や井戸浚渫工事に関する経費 273 万 8,000 円を計上するもので、目 1、ごみ処理施設改修事業費が増となります要因につきましては、既に廃盤となっておりますカードリーダー式計量ポストから、ICカー

ドリーダーク式計量ポストに更新するための経費を新たに計上したことによるものでございます。

次に目2、埋立処分事業では9,138万8,000円を計上し、前年度比較0.3%、25万1,000円の減となっております。廃棄物埋立処分事業では、大阪湾フェニックス処分場での処分に関する経費7,082万7,000円を計上し、前年度比較2.1%、152万7,000円の減となっております。

次に、廃棄物搬出事業では、焼却残灰を大阪湾フェニックス処分場まで運搬する経費2,056万1,000円を計上し、前年度比較6.6%、127万6,000円の増となるもので、目2、埋立処分事業費が減となります要因につきましては、焼却対象量の減少により焼却残灰発生量も減少することから、処分委託経費が減少したことによるものでございます。

次に目3、リサイクルプラザ改修事業費では、リサイクルプラザ改修事業として5,240万8,000円を計上し、前年度比較6.8%、380万6,000円の減となるもので、その要因につきましては、定期補修工事項目の変動によるものでございます。

以上、款4、事業費全体といたしましては3億449万6,000円となり、前年度比較0.1%、25万9,000円の減となっております。

22ページをご覧ください。

款5、公債費、項1、公債費、目1、元金では、長期債償還元金として3億2,241万6,000円を計上し、前年度比較23.3%、9,774万5,000円の減となっており、その要因につきましては、平成23年度に借入れた元金償還が令和3年度末で完了することによるものでございます。

次に、目2、利子では、長期債償還利子及び一時借入金利子と合わせまして522万6,000円を計上し、前年度比較18.2%、116万1,000円の減となっております。その要因につきましては、元金の減少によるものでございます。

以上、款5、公債費全体といたしましては3億2,764万2,000円となり、前年度比較23.2%、9,890万6,000円の減となっております。今後の公債費償還計画につきましては、予算参考資料17ページ、公債費償還計画表に記載するとおりでございます。

次に款6、予備費につきましては400万円を計上することによりまして、歳出予算総額といたしまして14億8,029万円となっております。

引き続きまして、歳入の説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、市町分担金として11億5,258万7,000円を計上し、前年度比較1億6,337万8,000円、12.4%の減となっております。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、使用料では、土地等の使用料として

12万1,000円を見込むとともに、項2、手数料、目1、手数料では、ごみ処理手数料として1億7,457万8,000円を見込むもので、款2、全体といたしましては1億7,469万9,000円となり、前年度比較3.5%、596万9,000円の増となっております。使用料及び手数料の内訳等につきましては、予算参考資料12ページ、使用料及び手数料内訳表に記載をするとおりでございます。

次に款3、財産収入、項1、財産運用収入、目1、利子及び配当金では、財政調整基金利子収入3,000円を計上するとともに、項2、財産売払収入、目1、物品売払収入では、鉄・アルミ等の有価物売払収入5,778万6,000円に合わせ、再生自転車及び家具の売払い収入27万8,000円を見込むもので、款3全体といたしましては5,806万7,000円となり、前年度比較163.7%、3,604万4,000円の増となっております。種別ごとの売払い料及び単価につきましては、予算参考資料13ページ、有価物売払代金内訳表に記載をするとおりでございます。

また、令和4年度からペットボトル水平リサイクル事業への転換に伴う、ペットボトル売払い代金につきましても併せて記載をさせていただいております。

次に款4、繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、分担金の低減を図るため7,760万円の繰り入れを行うものでございます。

款5、繰越金、目1、繰越金は200万円を計上しております。

8ページをご覧ください。

款6、諸収入、項1、組合預金利子では、歳計現金預金利子として1,000円を見込むとともに、項2、雑入では、工芸教室参加料や余剰電力売却料等によりまして1,533万6,000円を見込み、前年度比較2.9%、43万7,000円の増となり、その要因につきましては、コロナ禍による流通事業の停滞など低迷しておりました、再商品化適合物返還金のもとになります入札単価が大幅に上昇したことによるものでございます。雑入の詳細につきましては、予算参考資料15ページ、工芸教室参加料内訳表、16ページ、余剰電力売却料内訳表及び再商品化適合物返還金内訳表に記載をするとおりでございます。

以上が、歳入予算総額14億8,029万円の内容でございます。

最後に第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れ最高額につきましては3,000万円と定めるものでございます。

以上、令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。質疑の方法といたしましては歳入歳出別をお願いいたします。

最初に、歳入についての質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

井上議員。

○井上治夫議員 市町分担金の件ですけれども、令和4年度を計算していますと、向日市が36.74%、長岡京市が51.63%、大山崎町が11.63%となっております。

昨年度の令和2年度、今分かっているのは、ごみ搬入量で見ますと向日市が35.40%、長岡京市が55.18%、大山崎町が9.42%となっています。ごみ搬入割で分担金を計算すると差額分が、向日市で言えば1,544万4,666円の減となり、大山崎町では2,547万2,173円の減となります。長岡京市が4,091万6,839円増えるんですけれども、そういう意味では一般廃棄物処理計画などで、今の時代に合ったということから、ここができた当初はごみの搬入量についても多分、秤で計って手書きでしていたと思うんですけれども、コンピューターも導入されていますから、そういうごみの搬入量に合わせた分担金の在り方というのでも検討していただきたいことを繰り返し申してきたんですけれども、少しでも前向きな議論がされているのか、今回はそうじゃなくて例年どおりの提案になっているんですけれども、その辺の議論の経過があれば教えてください。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご質問でございますけれども、令和4年度の当初予算につきましては従来までの算出という形で計上しておりますが、ご指摘のとおり事務連絡会また正副管理者会議の中で一定議論の方はさせていただいておりますし、今後やはり今の時代に合った分担金の在り方というのを十分整理をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 理解しましたので、どうぞよろしく願いいたします。要望しておきます。

○田村直義議長 島議員。

○島一嘉議員 歳入の物品売払収入のところ、有価物の売払いのことですけれど、先ほど言っておられましたペットボトルの分を水平リサイクルということで、近くの企業に回していくということがされて、新聞でも大きく取り沙汰されて、ごみの処分に対する意識の向上につながっていて大変良いことだと思うんですけれど、これは今後もまた広がっていくことがあるかと思うんですけれど、今の契約また売却先としては近所の企業ですけれど、ここが増えるとか増やしていくとかいう、その考えの方はいかがなんでしょうか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部潤施設業務課長 ただいまのペットボトルの水平リサイクルにつきましては、サントリーと共同で実施させていただいております。排出先ですね。委託業者、サントリーの方で委託されている業者と契約の方をさせてもらっておりますので、今はその1社と契約させてもらうということでございます。あとはサントリーがどのように近隣の工場と契約されるかで、これからの動向が変わってくると思いますけれども、今現在では1社

と契約をさせてもらって、そこで処理をしていただくと考えております。

○田村直義議長 島議員。

○島 一嘉議員 サントリーが、次の処分処理される会社を何個か選ばれて、そこへまた持っていかれるということで、その単価に響いていくかと思うんですけど、業者というのは、選ぶ権利はサントリーが持つてはることになるんでしょうか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 現在、サントリーの方で指定されているリサイクラーということになります。そこで処理をしてもらって、ペットボトルへ再商品化されるということでございます。

○田村直義議長 島議員。

○島 一嘉議員 そこは分かりました。新たに、そういうことを言うてくれる企業があったら、水平リサイクルができる企業が出てきた場合は、そことも交渉していくということになるんでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 現在のペットボトルの関係は、本組合それから関係市町、サントリーグループとの5者での協定を締結させていただいておりますので、これに基づいてサントリーの指定リサイクラーに引き渡すという内容になっておりますことから、サントリーグループの指定の業者となっております。

全国的には、他の飲料関係の事業者も同じような事業を展開されておりますが、現在はこの協定に基づいて乙訓管内ではサントリーグループと継続していくと、社会情勢等を踏まえまして必要があれば見直しということも可能性としてはありますが、現在は協定を締結をいたしておりますので、これに基づいた形で進めていくということを考えております。

○島 一嘉議員 はい。理解しました。

○田村直義議長 富田議員。

○富田達也議員 先ほどの負担金の話なんですけども、私は負担金を話すときにどこにどういうふうなお金が掛かっているのかという詳細の話が見えてきてないというところもあって、一概に搬入量割で全てやるべきだという話はちょっと違うのかなと思っているところです。それを考えるにあたって、私たちもこの議会としてもうちょっと詳細の情報が欲しいと思っているんですけど、二市一町が今話している内容とかをできたら資料としていただけないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、市町の方と事務連絡会という形でいろいろと協議をさせていただいております。しかしながら、まだ議会の方にご提示をできるような資料がまとまっているということではございません。一定、十分整理をさせていただいて、こちらの方でご議論いただける資料がまとまり次第、またこちらの方に提出をさせていただきたい、

そのように考えております。

○田村直義議長 富田議員。

○富田達也議員 できたら、その資料というか情報が欲しいと思いますし、算出方法によって全然違うと思いますので、その辺りの情報をいただければと思いました。ありがとうございます。

あともう1点、自動販売機の使用料なんですけれども、年間で6,000円ということでもいいんですよね。資料の12ページに書いてあるんですけど、この経費が4万2,000円程度、自動販売機だけで全然支出の方が多という計算ですか、これは。確認させてください。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず自動販売機の関係につきましては、土地の使用料、敷地の使用料、それと合わせまして電気の使用料と両方いただいております。敷地の使用料につきましては6,000円をいただいております、あと電気の使用料につきましては自動販売機が3台ございまして、その3台合わせまして年間4万2,300円いただいて、敷地の6,000円と合わせますと4万8,300円という形で収入をしております。

以上でございます。

○田村直義議長 富田議員。

○富田達也議員 すみません。分かりました。これ、自動販売機なんですけど、契約の方法って、この敷地を貸すという契約方法もあると思いますけど、他の契約方法とかないですか。安いというふうに思ったんですけど、これぐらいのものなんです。本市の契約料やったらここまで安くないような気がしたんですけど。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 自動販売機の設置につきましては、行政財産目的外使用という形で、行政財産使用料条例に基づいて費用の方を徴収しております。設置の1平米当たり1,200円の単価は、今、長岡京市と同額であろうかと思えます。電気代の方は、実際にし尿処理施設から電力を供給しておりますが、し尿処理施設の契約電力単価に自動販売機の定格電力に基づいて季節別に消費電力、コールド、ホットそれぞれ算出した上で計算をして単価を設定しております。

○田村直義議長 よろしいですか。

他、ございませんか。

○小原明大議員 今の自販機の話なんですけど、うろ覚えで申し訳ないですけど、長岡京市が当初そのぐらいの値段やったんですけど、契約の方法を変えて入札をして何百万かぐらい入るようになったというような、これがここ2、3年でやられたと記憶しておりますので、もし可能であればまた調査もお願いできたらと思います。

以上です。

○田村直義議長 佐藤議員。

○佐藤新一議員 歳入歳出ではなくて、参考資料の予算編成方針があると思うんですけども、ここでうたわれているのが廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの削減による「気候変動対策」、資源化率の向上による、こういうようにうたわれているんですけども、国はプラスチックの廃棄物の処理法の法律は成立しておいて、この4月から実施するんですけども、その1つがプラスチックごみと資源物と一括収集をするという、そのことによって環境を守るというそういう視点のものなんですけども、向日市でそのことを実施できないのかという質問をする中で、乙環の組合の方のそういう体制が整っていないのでできませんと、向日市の議会ではそう言われているんですけども、乙環でそのようなことを考えられているのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんです。

○田村直義議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 プラスチック資源循環促進法の中では、日本容器包装リサイクル協会での処理するルートと、それから市町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画による処理ルート、この2通りから選択できることとなっております。先に、関係市町におけるルート選択あるいは収集見込み量、収集方法などの方向性が決まらないことにはプラスチック新法に対応する中間処理施設が本組合に必要なかどうかの検討ができないと考えております。

また、検討するにいたしましても、他団体の取組状況を踏まえてとなると新法施行後、直ちに検討することは難しいのではないかとということで、一定期間必要ではないかと考えております。

以上です。

○田村直義議長 よろしいですか。

○佐藤新一議員 結構です。

○田村直義議長 他、ございませんか。

岸議員。

○岸 孝雄議員 ただいまの質問及び答弁をいただいておりますプラ資源の循環促進法、これに基づく今後の方向性なんですけども、おっしゃるとおり間もなく4月1日、基本方針という形で国の方から行動が要求されると思うんですけど、お聞きしていると近隣の市の方では1年度ちょっと様子を見ながら来年度、今からですと再来年度、令和5年度からは具体的に基本方針に沿った形で、この廃棄物政策の見直しをかけるという行政機関もお聞きはしているところなんですけれども、乙環においても今、事務連絡会で少し様子を見ながら今後どうしていくかという、そういったご議論をという理解でよろしいのでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず、プラスチック新法の関係ですけれども、もちろん市町の方との議論というのはさせていただいているところなんですけど、しかしながら、この令和3年度末に完成いたします処理基本計画の中には、その内容に関する項目についてはうたっ

ておりません。しかしながら、今後継続的にその新法、また今ご指摘いただきますように他の団体の動向を十分踏まえる中で、前向きな検討は進めていきたいと考えています。

○田村直義議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 ありがとうございます。申しましたように、国の方から基本方針が示されていると思うので、今、策定中の基本方針、恐らくこれ見直しの必要が出てくるかと思うので対応されましたらというか、議論の過程もできたらまた議会の方に共有いただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

○田村直義議長 他、ございませんか。

それでは歳入を閉じ、歳出についての質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

井上議員。

○井上治夫議員 これも繰り返しの話で申し訳ないのですが、12ページの地域補償費というのがあります。これも地域に補償となっているんですけども、乙環ができたときの状況と今は大分環境も違うというか、そういう公害を出しているということも無いと思いますので検討すべきではないかと思っています。

特に、大山崎町でいうと、下植野区という区に出ているので、その区がどういうふうに使っているかというのが全然見えない状況になっているので、市町分担金など税金をたくさん使っているところなので、どう使われているかというのが住民に分かるような形になるのがふさわしいなというふうに思っているんです。ただ、50年以上の経過があるので今すぐとは言わないんですけども、そういう意味では何年か先にとか建て替えのときとかに含めて、何年か後には地域補償費については考えたいということ積極的に先を見通して考えていただきたいというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 地域補償費の関係でございますが、年1回、3地域と懇談会という場を持たせていただいています。その中で、議会の方からもいろいろなご意見が出ていくということはその中でお伝えをさせていただいているところでございます。しかしながら、今あるように長い経過の中でずっとしてきているという状況を踏まえますと、今すぐにどうこうということではございません。しかしながら、時代も変わってきているということも踏まえますと、一定そういうことがあるということもお伝えをしていかなければならないというふうには実感をしておりますし、今後、継続的にそういう情報発信に努めていきたい、そういうふうに考えております。

○田村直義議長 他、ございませんか。

富田議員。

○富田達也議員 今までの過程というのがもちろんあるというのは理解するんですけど、これをいつまでやるのかということも今までの答弁もずっと同じじゃないですか。ずっと懇談をしてきます。そこで考えて行きます。これ、いつまで金払うんですか。いつまで

検討しはるんですか。どれぐらいのお金を出せば、今までの過程で迷惑をかけたとお支払いができると考えているのか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今現時点で、例えばあと幾ら払ったらというところまでは検討はできておりません。しかしながら、いつまでも継続的にということでもございませんので、その辺につきましてはもう少しお時間をいただく中で進めていきたいなど、そのように考えております。

○田村直義議長 富田議員。

○富田達也議員 もう少しの時間というのは、今までずっと同じ繰り返しだったので、これがいつまでなのかという目途ぐらいは、やっぱりもう示していくべきだと思うんですけど、今いつまでか聞かないですけど、目途を示すという考えはあるかどうかお聞かせください。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回、施設整備基本構想の方を策定をさせていただいております。今後、そういう施設の整備というタイミングが順番に回ってきます。そういった折には、その辺のことを議題に出す中で進めていきたいというふうには考えております。

○富田達也議員 分かりました。

○田村直義議長 他、ございませんか。
岸議員。

○岸 孝雄議員 事項別明細14ページ、公平委員会費なんですけど、ご案内のとおり、この4月1日、労働施策総合推進法改正法施行で、ハラスメント防止規定とハラスメントに関する苦情相談窓口の設置等々が求められるかと思うのですが、乙環においては、この対応する窓口が公平委員会になるのか、あるいは顧問社労士になるのか、これは切り分けどのようにされているのでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 ハラスメント関係の相談窓口は、総務課がしております。

○田村直義議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 総務課が、直接受け付けてあと対応して処理しているということですか。内部規定はそうなっているのですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 内部では、ハラスメント防止対策の規定関係は総務課で策定をいたしております。

○田村直義議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 これまでどおりということで、このまま4月1日を迎えると、こういう状況で。

○田村直義議長 古賀総務課長。

- 古賀一徳総務課長 現時点では、そのように考えております。
- 田村直義議長 岸議員。
- 岸 孝雄議員 続きまして、ちょっと論点変えます。事項別明細20ページ、ストックヤード管理費における廃乾電池処理、それから廃蛍光灯処理についてというところなんです。水俣条約が成立して数年経つことで、実は産業廃棄物の処理における水銀使用製品産業廃棄物、この処分費が特に蛍光灯についてはここ数年、断続的に上がってきているのですが、この乙環から出てくる廃蛍光灯の処理委託費については、これ単価の今の変動状況、それから今後の見通しというのはどういう状況でしょうか。
- 田村直義議長 服部施設業務課長
- 服部 潤施設業務課長 廃乾電池と廃蛍光灯、どちらも水銀。これの処分費につきましては、前年度同額となっております。今後についても、まだそのような情報がございませんので、取りあえず同額ということでございます。
- 岸 孝雄議員 ありがとうございます。
- 田村直義議長 他、ございませんか。
小原議員。
- 小原明大議員 初めてですので、細かいことをお聞きしますが、11、12ページで人事関係の予算が出ていますけれども、職員の有給休暇の取得状況ですとか、残業時間の状況というのはどんなものでしょうか。数字がなければ、どんなものでいいですから、また後でもいいですけど。
- 田村直義議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 令和3年の年単位ですけれども、年の年休取得状況は職員の平均11.9日です。年11.9日です。時間外勤務の関係でございますが、こちらは令和3年度2月までの実績でございますけれども、全体での支給対象職員に対する1人当たり月平均2.2時間でございます。
- 田村直義議長 小原議員。
- 小原明大議員 分かりました。ありがとうございます。細かいことを聞いてすみません。
人事評価というもの制度があるようですけれども、この評価制度の概要としてどういうことをされているのかと給与の反映、実際に上げ下げがどの程度出ているのかというのを教えてください。
- 田村直義議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 本組合の人事評価制度につきましては、人材の育成活用それから組織力の向上、処遇への反映ということを目的として実施をいたしております。
具体的には、期首で個別目標を設定いたしまして、上司との面談で決定をいたします。中間面談をいたしまして進捗状況を確認し、うまく行っていない場合は上司と相談をして助言をします。期末で評価をする際にも面談をいたしまして、お互いの納得した中での評価を決定するというような制度となっております。

評価基準は、業績評価と能力評価ということで、各年度の組織の目標、課別の目標に対して自分が何をすべきかというところを考えて設定する業績評価、それから職員として行動する上で必要となる能力に対する能力評価、この2つの項目で評価をいたしております。

処遇反映につきましては、令和3年度の勤勉手当から前年度の成績に基づいた処遇反映という形で現在行っております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。すみません。この給与についても予算が出ておるところですけれども、先日、乙消での給与問題というのが出まして、詳細はまだまだこれから調査もあると思うんですけれども、背景として私が勝手に思っているのは、地方公共団体としては規模が小さいことが一部事務組合がありますので、例えばこの問題はあの人に聞かないとなかなか分かんとか、人数が少ない中で総務の仕事をしているようなことも背景の一因としてはあるのかなということも思ったりするんですけど、ここで起こったことではないですけれども、どのような受け止めをされていますか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今回の案件につきましては、私も報道ではお聞きをしておりますが、その具体的な内容については他団体での状況でございますので、発言は控えさせていただきますと思いますが、本組合の給与事務におきましては議員おっしゃるとおり、少人数での組織でありますけれども、総務課の運営上といたしましては、1人の職員が何年も特化してすることがないように、同じ係の中でも役割分担を変えながらお互いが理解できるようにという形で進めております。給与計算につきましても、特に今回制度改正等がありますけれども、システムが入ってはおりますが、エクセルを活用して幾つか試算をした上で突合する中で、システムの計算が本当に正しいのかというところをチェックした上で全体の計算をするということは従前から行っております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。勝手にこういうのが要因とかいってはよくないんですけども、いろいろ考えたいなと思っておりますが、そういう少数の体制でやっていくことの難しさということの1つの解決として、他の団体との人事交流ですとか、例えば長岡京市も府とかいろんなところに職員を派遣されて、いろいろ学んで来ていただくようなことをされているんですけれども、そういったことは一部事務組合とかでもあったりするのでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 京都府との関係におきましては、実務研修制度ということがございますので、こちらを活用して実務研修生として派遣したことはございます。ただし、この場合は一方的にこちらから研修生として派遣をさせていただくので、人事交流とはちょっと異なる制度かと思っております。

関係市町とは、出向制度という形の中で過去にございまして、現在も人員不足等も踏まえまして会計管理者を派遣いただいておりますけれども、今後につきましては、今議員がおっしゃった関係も含めまして、関係市町と必要に応じて検討してまいりたいと思います。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。職員研修についても委託料が出ていますけれども、あまり大きな額じゃないなと思いました。事務報告を見ましたら、研修自体そんなに多くなくて、一般行政の執行に関する内容が主なようなんですけれども、乙環で言えばそれこそごみ処理行政の最新の動向がどうなっているとか、技術的な知識をアップデートしていくとか、非常に重要じゃないかなと思うのですが、この衛生費の方にそういう研修費が出ているわけではないので、そういった学びというのは保障されているのでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 廃棄物処理行政に関する知識習得につきましては、全国都市清掃会議等が行われております研修会に職員を必要に応じて、不定期ではございますけれども派遣をして学ばせております。

その他、廃棄物処理施設技術管理者でありますとか、各種必要な資格取得において法律の基礎から施設の運営方法まで応用までを学ぶことができますので、そういう資格取得も兼ねた研修会というか、そういったところにも現在、毎年派遣をさせていただいて知識習得に努めております。

○小原明大議員 分かりました。ありがとうございます。16ページ、衛生費の方に移りたいのですが、長岡京市が昨年、家庭の可燃ごみが令和2年と令和3年、1年比較して10%減ったということでした。代わりにペットボトルが12%増えて、その他プラが27%増えたということが報告をされておりました。

この可燃ごみが減ったということでの炉の運転日数で、どのぐらい影響が出るのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○田村直義議長 服部施設業務課長

○服部潤施設業務課長 まず、炉の運転日数の関係でございますが、もともと2炉体制で運転をするのが通常とさせていただいているところでございますが、実績で申し上げますと令和3年度241日が2炉体制で運転をするという計画を立てておりましたところ、実際は177日ということで64日分が単炉運転で収まったというような状況でございます。逆に3号炉の単炉運転が30日と予定をしていたところが、結果的に100日という形になったということで、先ほどの補正でもご説明させていただきましたとおり、余剰電力が増えた、また購入電力量が減ったというような状況でございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 すみませんでした。ちょっと聞き方が悪かって申し訳ありません。急に

長岡の影響でみたいな言い方はよくなかったと思います。

やっぱり可燃ごみの削減の取組で、これだけの効果が出たことについて、ごみ減量で努力された市民を激励をされると言いますか、そういう面も大事なかなと思いますので、是非こういうことを大いにPRと言いますか、可能であればこれだけ運転を減らすことができたことによって、どのぐらいの経済効果があったみたいなことが分かればいいなと思いますので、それは要望しておきたいと思います。

一旦切ります。すみません。

○田村直義議長 他、ございませんか。

太田議員。

○太田秀明議員 非常に細かいことですが、13ページ、機密文書処理委託料9,000円と出ているんですけど、ごみ処理の専門家のところでこれを委託するってどういうことかなと。機密文書処理委託手数料とあるんです。

○田村直義議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 機密文書処理委託につきましては、場内から発生します機密情報を含む書類を焼却処理するのではなく、外部で溶解処理というのを行いまして、そしてリサイクルするということで、可能な限りリサイクルルートに乗せるということで、委託するというような内容になっております。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 文書を溶解処理。それがリサイクルになるんですか。

○田村直義議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 機密情報が入っておりますので、やはり溶解ということで一旦溶かして情報が分からないような状態にしてから、そして古紙といいますか再利用の方に回していくというのが溶解処理ということでございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 普通でしたら、ごみの専門家のところなので、炉に入れたら済むんじゃないかと思うじゃないですか。普通でしたらね。例えば大量にあったとしても、ごみ処理場の中でごみを処理するのに委託するというのは、ちょっと理解しにくいかなという感じがするんですけど。

○田村直義議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 事業者に対する古紙の回収といいますか、リサイクルということに関しましては、市町のごみの出し方にも極力リサイクルをしてくださいということで、ごみ減量の一環で事業者の方に依頼しているというところもあるんですけども、本組合としましては、機密文書につきましてもリサイクル可能なものでございますので、敢えて焼却して灰にせず、できるだけリサイクルすると、ただし機密文書でございますので、通常の新聞、段ボール、雑誌等とは、若干リサイクルするにしましてもルートが異なるということで、新聞、雑誌、段ボールにつきましては古紙回収として売却で収入

を得ることができるんですけども、機密文書につきましては、そういった個人情報でありますとかいろんな機密内容が入っておりますので、職員が工場まで立ち会いに行きまして溶解処理というのを確認した上で、情報漏えいを防止してリサイクルする委託を結んでいるということでございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 しつこいですね。どのぐらいの量なんですか。ざっとでいいですよ。

○田村直義議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 令和3年度実績で、220キロでございます。

○田村直義議長 よろしいですか。

○太田秀明議員 分かりました。それはリサイクルが目的なのか、よく分からないですね。機密文書だから溶解すると、普通でしたら炉に入れたら済むという考えを持つじゃないですか。そしたら9,000円要らない。それは、基本的な考え方だと思いますけども、少しでも経費を少なくするためには、ごみ処理でなかったら別ですけど、ごみ処理の専門的な工場ですよ、処理する工場で、それをまた再委託するというのは、何か理解しにくいなというふうに私は思うんです。それでいいです。

もう一つ、工事請負費と全部書いてあるじゃないですか。工事請負費って、乙環が工事を請け負うんじゃないですよ、これ全部。いわゆる工事発注費ですよ。それをなぜ工事請負費と書いてるのかな。いつも錯覚するんです。例えば水道なんかは、どこから請け負って工事請負費で収入を得るといふのがあるんですけども、乙環が工事請負費で収入を得るといふのはないですよ。にもかかわらず、工事請負費と書くといふのは、これは行政の公文書にはこういうふうな規定があるんですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 節の区分は全て規定がされておりますので、工事請負費という表記になっております。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 その規定というのは、国の規定ですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 地方自治法の規定で定められています。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 その地方自治法が間違っていますね。明らかに。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 地方自治法施行令。

○太田秀明議員 間違ってますね。請負という意味を、地方自治法が理解してないということですよ。地方自治法に、そう書きなさいと書いてあるんですか。そういうふうに。請負って自分が請け負うんですよ。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 節名称は名称を定められておりますので、そのとおりの名称で設定させてもらうということです。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 それは、一応クレームとしてどこかに挙げていただければ、これは明らかにおかしいなど、学校の先生に聞いてもおかしい。自分が請け負うんだったらいいですけど、請負と発注があるわけですよ。だから、発注側なのに請負の言葉を使うというのは、どうしても解せないというか、それはそれで是非クレームを出して是正をしていただきたい。間違った書き方をすれば、小学生の人が聞いたらちょっと答えできないですよ。あなた請負してるんですかってことになりますので、是非是正をしていただきたいと思います。

それと、構成団体の方はこれから古紙回収とか古着とかを回収していくわけですが、乙環の関わり方、こちらの一般廃棄物処理基本計画構想等にも書いてありますけれども、乙環は別に具体的には書いてないですよ。今後、どういう形で構成団体のそういうものを関与していくのかということをお伺いしたいんですけど。

○田村直義議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 集団回収や拠点回収に関しましては、多くのほとんどの自治体の方でそれぞれ市町村ごとに対応されていることが多いというふうに考えておりますので、敢えて処理施設、この中間施設を介さなくてもそのままの状態でも分別すれば、再商品化事業者の方に引き渡せるというような類いの廃棄物にしてございますので、乙環として関与しなければいけないと言いますか、中間処理を通さなければいけないものについては当然、乙環に持ってきていただいたら結構なんでございますけれども、集団回収、拠点回収の対象品目につきましてはそのまま分別していただいて、再商品化事業者にお渡しできると考えております。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 関与して収益を上げていくということもすべきではないかなと、何らかの形で収益を上げていくということで、機密文書も溶融してリサイクルされているわけですから、そういう意味ではリサイクル関係は積極的に乙環も扱うという形にしたほうが良いのではないかなというふうに思っております。まあ、意見です。

それと、ごみの回収ですけども、二市一町それぞればらばらであるということを随分前にいろんな方が指摘されています。それを統一すべきではないかと、何のために統一するのか、合理化を図る。少しでも乙環の経費を少なくしていくということです。なかなか以前からやられてますけれども、難しさがあるような感じを受けます。その二市一町で、これ統一しましょうという基本的合意が得られているのかどうかということ、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回、策定をさせていただきました処理基本計画の中で、今すぐに

合わすということではございませんけれども、今後は統一に向けて調整をしていくという形で記載をさせていただいております。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 先ほども、今後は今後はという意見が、これ随分前から今後はという意見が出ていますけれども、やはりこれは早急にすべきではないかと、しようと思えばできるんです。やる気になれば何でもできる。例えば、先ほどの公害の迷惑料ですか。あれでも、話し合えばすぐに解決する問題だと思うんです。一挙にゼロにするか、あるいは段階的にゼロにするかは別にして、これもやろうという姿勢を表に出さないとなかなかできない。だから、二市一町の構成団体の統一はいろいろ歴史的経緯もある中で、即ち難しいにしても今後はというのがずっと続いていくということよりも、基本的合意がなされてるとすれば、即解決できるものは統一できるものは統一していくという姿勢が必要であって、それは乙環の方が幾ら頑張ってもなかなか難しい話やと私は思います。そこで、管理者がどういう気持ちを持たれているのかなということで、最後にお伺いしたいと思います。

○田村直義議長 前川管理者。

○前川 光管理者 今、事務方から説明がありましたように、その統一する方向で進んでいるので、またこの議会でもお話しするときに来ると思います。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 来ると思いますということではなくて、積極的に進めますということであれば、できるだけ早く統一をしたいというご意見があればすばらしいなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○田村直義議長 前川管理者。

○前川 光管理者 積極的に進めてまいります。

○田村直義議長 他。

井上議員。

○井上治夫議員 一般廃棄物処理基本計画でも言われてますし、先ほどの予算の編成方針にも出てますけども、環境問題と言えはすごく大切であるし、また関心も高いと思うんです。新型コロナの感染がありますけども、小学4年生が今見学に来ておられると思うんですけど、例えば中学校にも来てもらってもっと具体的に見てもらおうとか、一般の人にも来てもらえるような状況をつくるとか、そういう意味での冊子の制作だとか、今それに乙環の果たす役割というか、是非そういうことで検討してもらって、すぐではなくても来年度に向けてでもそういう形での乙環が発信をして、ごみ減量で環境を守っていくんだという、そういうことが二市一町取り組めるように要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○田村直義議長 要望ですね。

他。

小原議員。

○小原明大議員 先ほどコロナという話もあったんですけど、第6波で相当自宅療養者の方もおられましたけれども、その自宅療養されている方の出されるごみについていろいろ注意喚起なんかもあったと思うんですけども、実際のところ影響といいますか、どんなもんやったんでしょうか。

○田村直義議長 服部施設業務課長

○服部 潤施設業務課長 搬入されるごみの内容を見ていますと、特にコロナによるものということは見受けられません。通常のごみと同じように搬入されております。ただ、国とかでは排出するときには袋を二重にしたりとか、マスクは小袋に入れて出してくださいというふうにされてますので、見る感じそういうふう処理されているのかなというふうには判断しております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。あと、各ページに光熱水費も出ていますけども、3号炉で発電を行うことで売電収入というのも歳入のところで上がってましたが、売電収入もあれば光熱水費も減らしているという効果も同時にあると思うんですけど、総合してどのぐらいの効果が上がっているものなんでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今現状で申し上げますと、まず3号炉がない時代になりますと、大体3号炉で年間1億円ぐらいの電気代がかかっていたという過去の経緯がございます。しかしながら、今現状につきましては3号炉が発電をしておりますので、その3号炉が発電をすることでリサイクルプラザと受電系統が統一されておりますけど、5,000万、約半額ぐらいの電気代に収まっていると。それにプラスアルファがあることで余剰電力量の売払いということで1,500万程度の収入があるというような状況でございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。ありがとうございます。私の先輩議員が、乙環の余熱利用で温水プールをという政策を掲げたことがあったんですけども、発電は発電として、新しく造る炉も発電を当然されると思うんですけども、それにプラスしてそういうような活用というような可能性はあるんでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 もちろん、現状につきましては余熱利用の観点から発電をさせていただいているというところではございますが、もちろん地域還元という意味合いを持てばそういう温泉プールというのもしている団体も他市にはございます。しかしながら、本組合のこの狭隘な立地条件から考えますと、どうしてもそういうプールを造る余裕がないというのが実情でもございますので、余熱利用の在り方という中で優先順位を十分検討していきたい、そのように考えております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 乙環というくくりは難しいかもしれませんが、近隣の市町という考え方もできるかなと思いましたが、やっと言えました。ありがとうございます。

あと、先ほど分別区分の統合のお話もあったんですけども、新しい施設を造るのに併せて進めていくようなことも書かれてはいるんですが、基本計画を見る限りは施設の処理方式も同じようにやるみたいですので、やろうと思えば確かにすぐにでも進めていけるのかなと思いますので、プラスチック新法というお話もありましたので、またそちらも勉強させていただきたいと思いますけれども、前倒しで進めていただければなと思います。

この基本計画なんですけれども、新しい炉は2炉体制で行くということなんですけれども、この積算の内容を見ていましたら、二市一町が計画どおりきっちりごみ減量を進めていったその数字を基にして作られているので、これ要はオーバーしてしまったらちょっと厳しくなるというのが、かつかつとかはないんでしょうけども災害廃棄物のことを見ていただいているので、あるなというふうに感じましたので、この基本計画で炉というものは高いものだなというのを素人ながらに実感をしているんですけど、住民的にも高いもんを造ったんやからと思うかもしれないけれども、その高いやつで、すごいかつかつで造ってますよということも理解がされるように、この減量目標を達成せんと厳しいよということがしっかりお伝えいただくことが必要かなと思っています。

あと燃えるごみは減量ですけど、逆にプラは二市一町かなり増量していく予測になっていますけれども、今、資源ごみが向日市は第5週はなし祝日はあり、長岡・大山崎は、祝日は絶対ない代わりにその祝日のなかったところの代わりに第5週に収集が入ることもあるんですけど、この調整は乙環の方の運営の事情でなっているんですか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 市町がされている収集のタイミングにつきましては、組合の方からこうしてくれ、ああしてくれということではございません。しかしながら、今のご指摘がありますとおり、長岡京市、向日市、大山崎町、それぞれの収集形態が異なっておりますので、その辺につきましては組合の方でも相談の方はさせていただきますけれども、こうしてほしいということは組合の方から発信することではないと考えております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 そうですか。第5週とか祝日については、ちょっとペースダウンして点検とかメンテナンスとかがあるのかなと思ったんですけども、そうでもないんですか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今現状につきましては、第5週については向日市だけの収集になっておりますので、一応組合としては点検の週にあててはおります。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。ただ、現在でも場合によっては向日市でプラが3週間ぶ

りになったりするような日程の組み合わせによってあるんですけど、この新しい施設になったときに、ただでさえプラが増えていく予測もされておりますので、より資源ごみを出しやすい状況に日程的にも改善できるようにしなければならないと、ステーションを増やすとかそんなものもあると思うんですけど、日程的にもより充実が求められるだろうと思うんですけど、それは乙環の側で受けられるようになるのでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 現状、休日等は施設が止まっておりますので、受け入れスペースの中で可能な範囲で受け入れております。ですので、これが増えていきますと施設が止まっておりますので、今の保管スペースでは足りないという現状がございます。

次の施設整備に当たりましては、この基本計画の中にございます各市町の収集体系によりまして、施設規模算定してまいりますので、その中で休日等も収集するという事になれば、施設規模でありますとか保管スペースについて施設の方は検討した上で整備をしていきたいと思っております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。また、検討されるということですね。

この施設整備基本構想DBO方式で、建設だけでなく運営まで民間がセットでやるということになってますけども、そのこともやるとして、それによって乙環の職員体制というのはどういうふうに変化するのでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今後の施設整備につきましては、DBO方式を導入していくということで確定をさせていただいているところでございます。それに伴いまして、本組合につきましても、どの範囲をDBOの範囲に含むのかというところを整理を十分させていただく中で定員管理計画の見直しを進めてきた、そういうふうを考えています。

○田村直義議長 小原議員。まだ、たくさんありますか。

○小原明大議員 ちょっとです。2点ぐらい。

○田村直義議長 ちょっと待って。他、議員の方、ご質疑あります。

もしよければ、最後まで行かせてもらおうかなと思っておりますけど、このままよろしいですか。

小原議員。

○小原明大議員 このDBO方式のデメリットとして、民間の倒産リスクというのが書かれてましたけれども、これの回避については今言わんでもいいのかもしれませんが、どのようにお考えでしょう。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 もちろん、今ご指摘いただきますとおり、受けたけれども倒産してしまったというリスクは非常に高いという部分はございます。しかしながら、まず業者選定をする段階におきましては、やはり受注実績またその企業の体力、その辺を十分見

極める中で業務発注をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。もう1点、要は新しい施設では浸水リスクを回避できると、停電のリスクも回避できるということで計画をされているんですけども、この現状の施設においてはそれぞれ今のところはどのような対策になっているのでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 現在の施設におきましては、特にごみ処理施設の1、2号炉、平成7年竣工の施設につきましては、高圧受電設備が1階にございまして防水対策としましては脆弱な状況でございます。3号炉、後ほど建てた施設につきましては、2.5階ぐらいの部分に上げておりますので、一定の水浸には耐用できると、ただし、電力会社からの電源供給が停止しまして施設が完全停止いたしますと、自力での立ち上げができないというのが現状の施設でございます。

次の施設におきましては、発電を継続中ではございまして、施設が止まらず継続して稼働できれば自らの発電で稼働できますけれども、仮に整備中などで停止しておるときに停電した場合は、自力発電ができるような電源を備えるというような内容で、現状の構想の中では条件として含めております。

○小原明大議員 ありがとうございます。

○田村直義議長 他、ございますか。

富田議員。

○富田達也議員 1点だけすみません。委託料についてなんですけれども、全てに関わることで、今まで組合議会でよく言われた随意契約をできる限り減らしていくということの本組合議会でも言われていましたけれども、この次年度予算で委託料に関して何かそういう減らす方法とかはあるのかどうか、お聞かせください。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 これまでの議会でご指摘いただいております案件を含めまして、令和3年度には各施設のエレベーターの点検委託をメーカー随意契約から入札に切り替えさせていただいております。他の発注案件につきましても、可能な限り入札に切り替えるということを取り組んでおりますので、これについては次年度以降の発注案件についても継続して取り組んでまいりたいと思います。

○富田達也議員 はい。お願いします。

○田村直義議長 他、よろしいでしょうか。

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第6号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第6号議案、令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。時間が過ぎております。この際でもありますけども、何か他にございましたら。

よろしいですか。

小原議員。

○小原明大議員 その他、聞き忘れなんですけど、一般廃棄物処理基本計画の概要版で、事業系一般廃棄物の受入れ基準を明確化するというようなことが文言があるんですけども、どういうことでしょうか。事業系一般廃棄物の受入基準を明確化すると。

○田村直義議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 事業系一般廃棄物につきましては、現在、例えばプラスチックなんかにつきましても混入しているような状況もございますので、そういった産業廃棄物として適切に処理しなければいけない部分につきましては、またそういった適正処理を事業者へ促すとか、そういったところについても指導をいたしていくということで、これは市町と連携して行わないといけないこととございますけれども、そういったことで事業者の受入基準というところで記載をいたしております。

○田村直義議長 他、よろしいですね。

ここで、前川管理者からの発言の申出がございますので、これを許可いたします。

前川管理者。

○前川 光管理者 恐れ入ります。大変貴重なお時間を拝借いたしまして、私から帰任職員の報告をさせていただきます。

大山崎町から派遣されている皿谷会計管理者が3月31日付をもって帰任することになりました。在任中は、議員各位からご指導、ご鞭撻をたくさん賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

以上で、帰任職員の報告とさせていただきます。

○田村直義議長 これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会令和4年第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時11分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 田村直義

乙訓環境衛生組合議会議員 富田達也

乙訓環境衛生組合議会議員 島一嘉